

大河原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

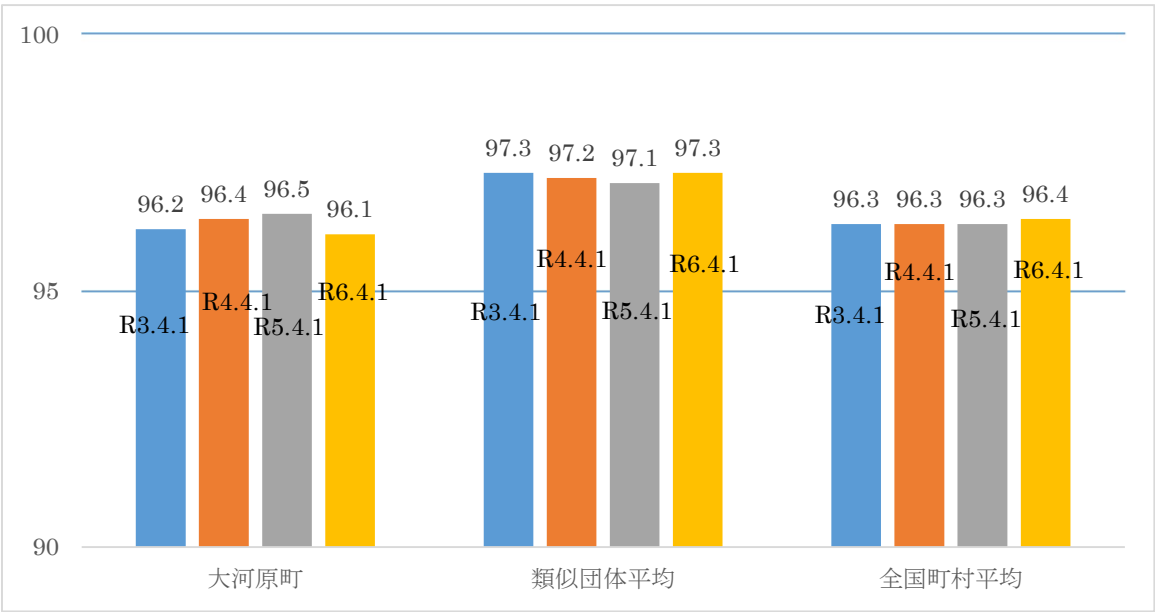
区分	住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4 年度の人件費率
5 年度	人 23,531	千円 11,029,677	千円 591,493	千円 1,629,037	% 14.8	% 13.8

(2) 職員給与費の現状（普通会計）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 190	千円 665,567	千円 91,620	千円 252,648	千円 1,009,835	千円 5,314	千円 5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
- (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

給料表の改定実施時期：平成 27 年 4 月 1 日
内容：一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%の引き下げ。若年層については、据え置いた。また、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。その他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大 河 原 町	40.7 歳	293,403 円	341,358 円	315,455 円
宮 城 県	42.3 歳	321,390 円	413,589 円	357,601 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類 似 団 体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大河原町	56.7 歳	6 人	277,033 円	293,713 円	279,883 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	57.5 歳	2 人	259,500 円	295,528 円	262,750 円	自家用乗用自動車運転手	57.4 歳	226,000 円	1.30
うちその他	55.8 歳	4 人	285,800 円	293,748 円	288,450 円	—	—	—	—
宮城県	53.2 歳	139 人	298,719 円	334,548 円	316,010 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大河原町	—	—	—
うち自動車運転手	4,570,814 円	2,821,600 円	1.62
うち その他	4,799,871 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 5 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分		大河原町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	203,800 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	172,000 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	170,200 円	164,000 円
	中学卒	147,100 円	156,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	262,983 円	※	※	388,925 円
	高校卒	※	—	—	377,833 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	※
	中学卒	—	—	—	—

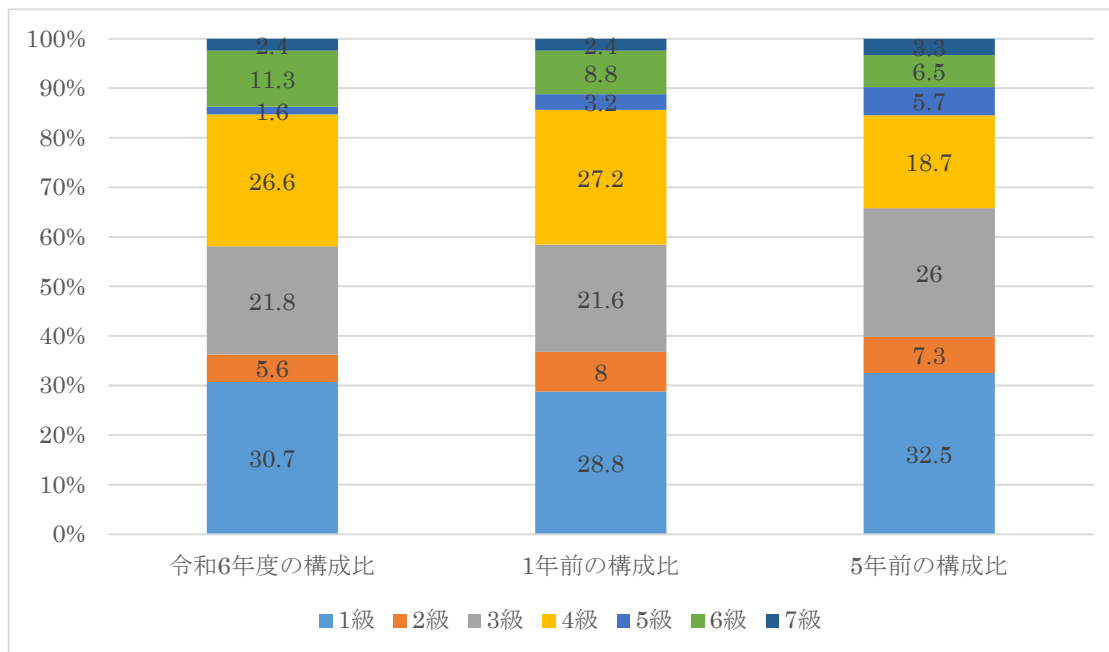
（注）個人情報保護の観点から対象となる職員が 3 人未満の場合は、「※」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

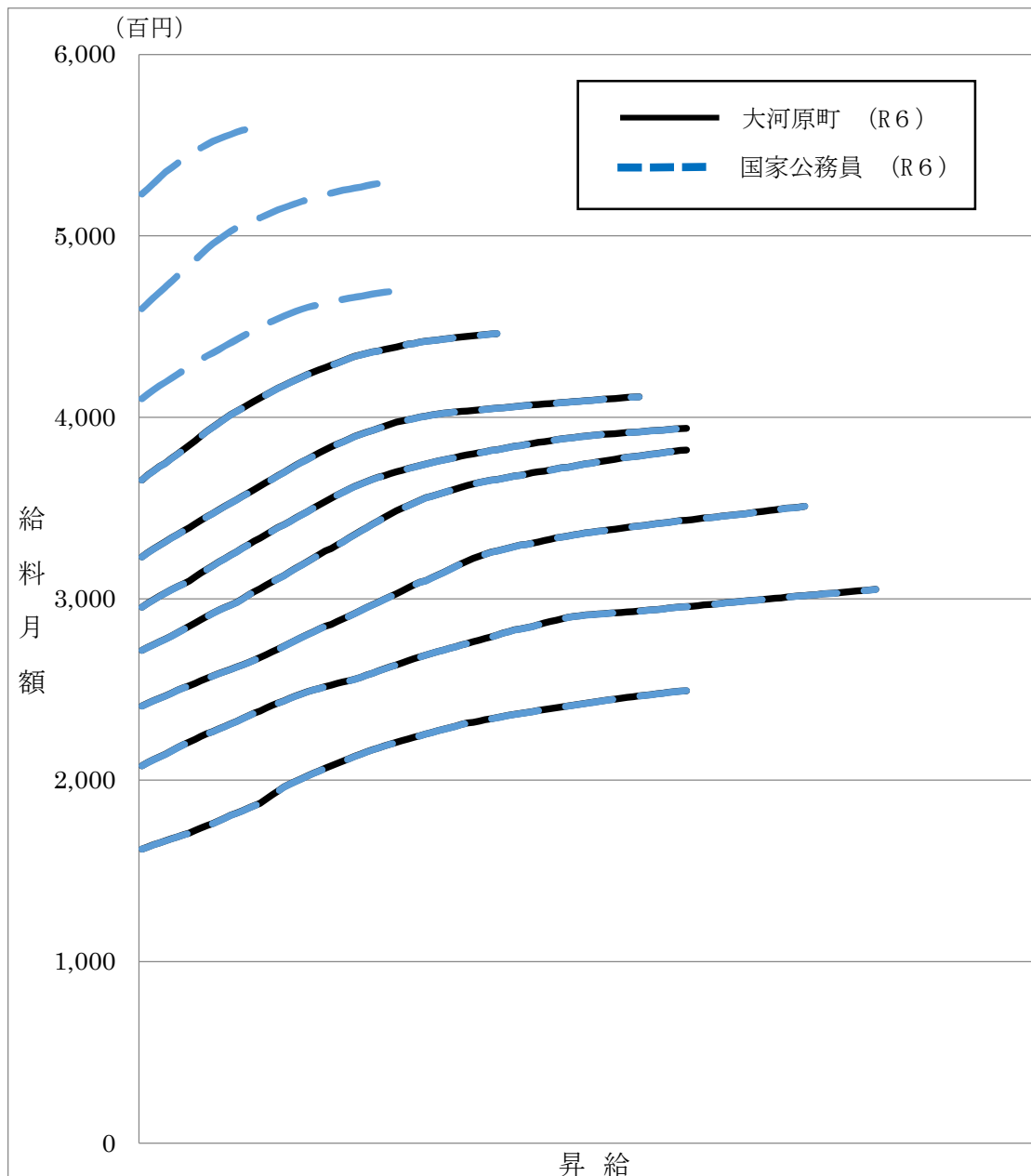
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	人 38	% 30.7	162,100 円	249,400 円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 7	% 5.6	208,000 円	305,200 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 27	% 21.8	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 33	% 26.6	271,600 円	382,000 円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 2	% 1.6	295,400 円	394,000 円
6 級	高度の知識及び経験を必要とする課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 14	% 11.3	323,100 円	411,300 円
7 級	会計管理者の職務及び相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 3	% 2.4	365,500 円	446,200 円

- （注） 1 大河原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大河原町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,330千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,704千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) 支給割合欄の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率	支給可能な成 績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

大河原町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例あり（2~20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率 2~45%）		
1 人当たり平均支給額	266 千円	20,894 千円			

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		536 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)		179 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
仙台市	6%	3 人	6%

(4) 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、平成 19 年度に全手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	50,854 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	268 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	69,563 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	393 千円

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	子 10,000 円 上記以外の扶養親族 6,500 円 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		10,073 千円	223,833 円
住居手当	借家居住職員(月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員)最高 28,000 円	同じ		10,267 千円	293,354 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で ・交通機関の利用者は、6 箇月定期券の価格により一括支給(1 箇月当たり 55,000 円限度)。 ・自動車等の交通用具利用者は、通勤距離に応じて月額 2,200 円から 33,000 円を支給	一部異なる	自動車等を利用する場合、距離区分が一部異なる。	8,134 千円	83,004 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給。(月額 33,200 円~72,700 円)	同じ		13,805 千円	600,208 円

休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した職員 1時間当たりの給料の100分の135	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 1時間当たりの給料の100分の25	同じ		—	—
宿日直手当	宿日直業務を命じられた職員 1回 4,200 円	同じ		—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合 1回 6,000 円	同じ		196 千円	8,500 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	844,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
			920,000 円	／ 592,000 円
	副町長	631,000 円 (円)	760,000 円	／ 530,000 円
報酬	議長	313,000 円 (円)	499,000 円	／ 252,000 円
	副議長	263,000 円 (円)	430,000 円	／ 202,000 円
	議員	252,000 円 (円)	400,000 円	／ 174,000 円
期末手当	町長	(令和 5 年度支給割合)		
	副町長	3.4 月分		
	議長 副議長 議員	(令和 5 年度支給割合) 3.4 月分		
退職手当		(算定方法)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町長	844,000×0.44×48 月	17,825,280 円	任期毎若しくは退職時
	副町長	631,000×0.26×48 月	7,874,880 円	任期毎若しくは退職時
	備考			

- (注) 1 給与及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48か月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	49	47	△2	事業の精査による
		税務	14	15	1	欠員補充
		労働	1	1		
		農林水産	8	8		
		商工	7	6	△1	事業の精査による
		土木	15	14	△1	事業の精査による
		民生	45	45		
		衛生	21	25	4	事業増加による
		計	163	164	1	〈参考〉人口10,000人当たり職員数 69.70 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.22 人)
	教育部門		27	26	△1	一般行政部門への移管
	消防部門		—	—	—	
	小計		190	190		〈参考〉人口10,000人当たり職員数 80.74 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 53.56 人)

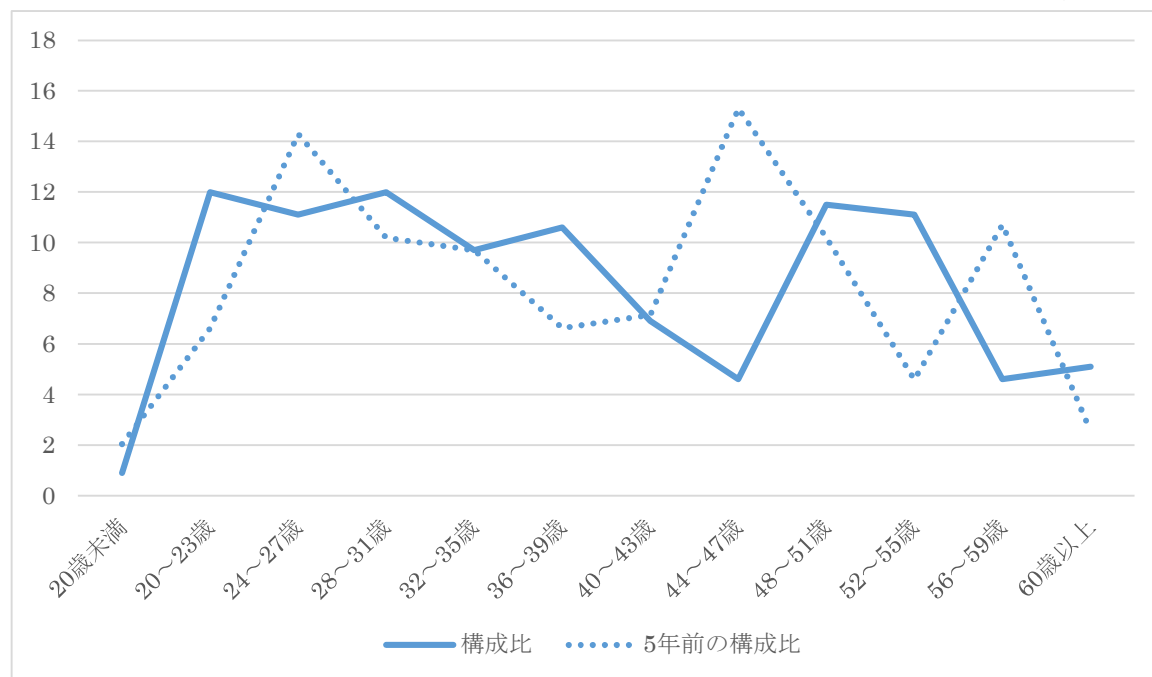
等 公 会 計 部 門 営 企 業	水道	8	9	1	欠員補充
	下水道	5	5		
	その他	14	13	△1	一般行政部門への移管
	小計	27	27		
合計		217 [222]	217 [222]		〈参考〉人口 10,000 人当たり職員数 92.22 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（単位：％）



区分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	合計
職員数	人 2	人 26	人 24	人 26	人 21	人 23	人 15	人 10	人 25	人 24	人 10	人 11	人 217

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年の増減数（率）
一般行政	145	143	145	148	163	164	19(13.10%)
教育	27	28	28	29	27	26	-1(-3.70%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
公営企業	24	25	25	30	27	27	3(12.50%)
計	196	196	198	207	217	217	21(10.71%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費率
5年度	千円 505,971	千円 122,824	千円 42,796	% 8.5	% 9.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)大河原 町平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
5年度	人 9	千円 29,106	千円 3,188	千円 10,502	千円 42,796	千円 4,755	千円 5,314

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大河原町	37.7 歳	269,498 円	403,892 円
全国市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大河原町	大河原町（団体平均）
1人当たり平均支給額(5年度) 1,167千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,330千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(5%~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(5%~15%)

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

大河原町			大河原町（団体平均）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例あり（2~20%）			定年前早期退職特例あり（2~20%）		
1 人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1 人当たり平均支給額	266 千円	20,894 千円

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

町の一般行政職に同じ。支給実績なし

エ 特殊勤務手当

平成 19 年度に全手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	959 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	107 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	873 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	97 千円

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	一般行政職と同じ			798 千円	399,000 円
住居手当				1,102 千円	275,500 円
通勤手当				379 千円	126,400 円
管理職手当				748 千円	747,600 円
休日勤務手当				－	－
夜間勤務手当				－	－
宿日直手当				－	－
管理職員特別勤務手当				－	－